

特集

安倍「教育改革」がもたらすもの

教育委員会制度を見直す改正地方教育行政法が6月13日に成立しました。来年4月から施行されることとなります。

今回の改正で、教育委員会は国や首長から独立した行政組織であったものが、その独立性を基本的に失うということになります。

また自治体の教育政策の基本となる「大綱」を決定する権限を首長に与えることとなります。その結果、教育長も教育委員も「大綱に即して……教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない」と位置づけられます。しかもこの「大綱」は、政府の「教育振興基本計画」の「基本的な方針」を「参酌」してつくることが求められています。

さらに教育委員長をなくし、自治体の幹部職員である教育長に、教育委員長の役割も与えられます。

教育委員会がもっていた行政からの独立性を失うことは、なにを意味するでしょうか。「内閣府↓首長

↓教育長」という縦の線を確立し、内閣による教育支配を完成することにあります。沖縄・石垣市教育長が、育鵬社の中学校公民教科書を強引にその地区に採択させようとした「八重山教科書問題」がその先取りと見られます。その公民教科書は憲法敵視の右翼的な記述に満ちたもので、竹富町教委が拒否したのは当然です。

第一次安倍内閣は教育基本法を改正して「愛国心」を盛り込みましたが、現在の教科書は改正教育基本法の精神を十分に反映していないと批判しています。また「全国学力テスト(悉皆)」も第一次安倍内閣のときから始まりました。その点数を巡り、競争の教育も全国規模でいつそう激化すると思われま

いま、教育と教育行政の自主性を守ることは子どもと教育にとって最も重要な課題になっています。

編集部